

事業部会のまとめ（案）

- 働きながら子育てができる環境を整えていくために、学童保育所における待機児童の解消を計画的に図っていくこと。その際には、放課後子ども教室との連携を十分に図ること。
- 施設については、学校施設の有効活用を積極的に進めるとともに、高学年の受け入れに配慮した整備を図っていくこと。
- 待機児童が発生している地域において、学校施設等の既存施設の活用ができず、校外に整備を行う場合にあっては、児童の安全に配慮するとともに、学校や放課後子ども教室との連携を十分に図ること。
- 放課後の児童対策（居場所の確保）については、学童保育所のほか、児童館をはじめとする地域資源の有効活用とともに地域との協働を推進すること。
- 次世代育成の観点から、放課後子ども総合プランに基づき、学童保育所と放課後子ども教室を連携して実施するものとし、余裕教室等の活用を図ると同時に、一体的な実施を行っていくこと。
- 放課後子ども総合プランの推進にあたっては、教育委員会との協議の場を設置し、積極的な連携を図っていくこと。
- ハンディキャップを持つ子どもの受け入れ等に関しては、保育現場の裁量に委ねることなく、専門的見地からのアドバイスや協議等ができる専門委員会を設置する必要がある。

答申（案）

- (1) 学童保育事業の目標事業量
- (2) 一体型の学童保育の及び放課後子ども教室の目標事業量
別紙の量の見込みと確保の方策による
- (3) 放課後子ども教室の整備計画
 - 設置校及び開所日数の拡充に努めていくこと。
 - 具体的な設置箇所数は、別紙の量の見込みと確保の方策による
- (4) 両者の一体的又は連携による具体的な実施方策
- (5) 余裕教室等の具体的な活用方策
- (6) 教育委員会と子ども家庭部の具体的な連携方策
 - 本市では、これまで一小学校区に一学童保育所の設置を推進してきた。
 - 児童の放課後の居場所づくりとして、次世代育成の観点から、放課後子ども総合プランに基づき、学童保育所と放課後子ども教室を連携して実施するものとし、余裕教室等の活用を図ると同時に、一体的な実施を行っていくこと。
 - なお、推進にあたっては、教育委員会との協議の場を設置し、積極的な連携を図っていくとともに、推進計画の策定を行っていくこと。

設備及び運営基準について 答申(案)

審議経過

- 放課後児童健全育成事業(学童保育所事業)の設備及び運営の基準について国は、学童保育所の質の確保と事業内容の向上を目指し、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が平成25年12月25日にまとめた報告書では、集団の規模はおおむね40人、職員を2人以上配置するなどの基準が示されている。
- こうしたことから、審議会の事業部会では、国の報告書の基準を例に、本市が実施している学童保育所事業を中心に、その設備及び運営基準について審議を重ねてきたところである。
- 平成27年度以降、学童保育所事業の量の拡充と質の改善を図るため、国の定める基準を踏まえて、本市の実情に応じた基準を定め、児童の健全育成の促進に寄与するべく対応されたい。
- また、法改正により、小学校6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが、児童の放課後の居場所は、保育支援や学習、遊び体験等のニーズに応じて、学童保育所、放課後子ども教室、児童館等、児童にとって相応しい場所でより一層の自立と成長が促されるよう総合的な放課後児童対策を推進していくことが求められている。

(1) 従事する者

- ①職員の確保については、資質を備えた指導員の確保を優先すべきである。
- ②障害児保育等必要な知識、技能を向上させるための研修を受けさせたり、他事業の職員と交流することで、必要な知識の向上を図られたい。
- ③支援の単位当たり2名を配置し、そのうち1名は放課後児童支援員を配置すること。放課後児童支援員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条「児童の遊びを指導する者」とする。補助員は、原則放課後児童支援員の有する資格を持つ者であることが望ましい。
- ④市立学童保育所においては、20人から40人の施設については、職員1名を加算して現行の職員数と同じとし、保育の維持・向上していただきたい。

(2) 支援の単位(施設規模ではなく、児童を指導する集団規模)

- ①支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

(3) 施設・整備

- ①事業の専用スペースの面積は、児童1人あたり1.65㎡以上とする。ただし、待機児が発生する施設は、1.11㎡以上とする。

- ②体調が悪い時などに休息できる静養スペースを確保する。
- ③生活スペースにおいては、学年や男女への配慮を行う。また、必要に応じて間仕切り等で区切るなど、適切な環境を整えること。

(4) 開所日数、開所時間

- ①開所日数は、原則、一年につき250日以上とする。開所時間は、小学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上とする。
- ②利用者のニーズに応じて延長保育を行うよう努めること。

利用者負担について 答申(案)

審議経過

- 子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業（学童保育所）の対象年齢が、小学校6年生まで拡大されることとなった。また、国が定める基準を踏まえ、市が放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を条例で定めることとされ、事業の事前届出制度が創設された。
- 本市の現状に目を向けてみると、全ての小学校区に公設学童保育所の設置や延長保育の実施、入所要件の拡充など保育の質の維持、向上を図ってきたところである。
- 入所申込者数の増加に伴い待機児童数は年々増加しており、新たな施設の整備や放課後子ども教室をはじめとした他の健全育成事業との連携を図りつつ総合的な放課後対策に取り組むことが求められている。
- 本審議会の事業部会では、このような現状を踏まえて、本市の学童保育所の利用者負担について、調査審議を重ねてきたところである。
- 国が示している経費の負担割合に基づく学童保育所の利用者負担額では、児童1人当たりの月額費用額は、ほぼ同額程度で推移している。また、利用者負担水準の他市比較においては、多摩26市のうちほぼ中位に位置している。
- 新制度移行後（27年度以降）は職員配置基準の変更による職員増が見込まれ、運営費（指定管理料）の人件費分が増額となる見込みである。また、国や都からの財政支援が明確にされていない状況ではあるが、新制度移行後の児童1人当たりの月額費用額は、増加することも予想される。
- 他市と比較したサービスの充実度合いなども踏まえて、次のとおり答申とする。

（1）利用者負担額の考え方

利用者負担額の設定については、次の視点に基づき定めていただきたい。

●学童保育所保育料

- ① 受益者負担の観点から保育料の引き上げも含めた検討
- ② 子育て世帯への負担軽減への配慮

●学童保育所保育料の減免

- ① 応能負担の考え方を取り入れた減額及び免除の検討

●多子軽減・ひとり親家庭

- ① 子育て世帯への負担軽減のため、多子軽減の拡充検討
- ② ひとり親家庭に対する配慮